

# そのごみ どうする？

捨てたのはごみですか、モラルですか。



ちょっとした気持ちで捨てた  
小さなごみも、積もれば山  
捨てられたごみはだれかが拾っています  
まちは一人ひとりの心がけで  
きれいになります  
捨てればごみ、生かせば資源  
ごみのマナーをもう一度  
考えてみましょう

資源循環型社会の中で  
後を絶たない不法投棄

使い捨て時代とともに増え続けたごみ。市では、資源循環型の社会を目指し、平成10年にごみの有料化を開始。空き缶やびんなどの資源物を回収してリサイクルも行うなど、ごみを資源として生かすことにより、家庭から出るごみの減量にもつながっている。

ごみに対する様々な市民の協力がある一方で、不法投棄という実態もある。捨てられて迷惑を受けているという通報が、リサイクル清掃課に多数寄せられている。市が調査・指導した不法投棄の件数は平成15年度で181件。だが、それは氷山の一角といえる。春の訪れとともに山間部の道路などでは心ない人によって捨てられたタイヤや家電品、家具などが目につくようになる。

道路や公園、空き地、山林などでまちの景観を損ねているごみ。人目につかない深夜や早朝などに捨てられるケースが多い。




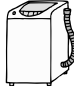








どうして捨てるのか。不法投棄はなぜ行われるのか。モラルはどうしてしまったのだろうか。

市では、ごみステーションを含む市内全域のバトロールや、警告看板の設置などを行い、防止に努めているが、まちに迷惑をかけるごみの不法投棄は後を絶たない。

## ●家庭系ごみの量

平成 13年		22,128 t
平成 14年		20,672 t
平成 15年		20,741 t

## ●不法投棄物の回収量

	タイヤ	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
平成 13年	 456本	 108台	 28台	 24台
平成 14年	 364本	 78台	 20台	 11台
平成 15年	 353本	 76台	 22台	 14台



### きれいなまちを願う ごみの出し方やマナーを パトロール

「毎日パトロールして回収しているが、必ずごみは出てくるね」。

「ごみステーションを含めた市内全域のごみの実態を把握するため、清掃指導員は市内を巡回している。ごみの収集業者とも連携を密にとり、情報を交換。定期的な夜間パトロールも実施。不法投棄で迷惑しているなどの通報があれば現場に駆けつける。

現場では、空き缶や紙くずなどをその場で拾い集める。ごみが繰り返し多い場所には警告看板も設置して、被害が広がらないようにしている。

「看板は効果的。見られているという意識が出るのではないか」。人目につかない場所や時間に捨てられるごみに対する重要な対策の一つだ。

「ごみの捨てられるような山間部の道路を閉鎖したほうが良いのでは」との声もある。しかし、道路にはそれぞれ目的があり、ごみ



観光スポットの美化には不法投棄禁止の看板が必要な現状

を捨てる心ない人のために、大切な道路を閉鎖することはできない。



ごみを自己回収してもらうため投棄者を調査する

### 「捨てても見つからないだろう」 心の油断がモラルを奪う

「不要となった家電品は販売店などにリサイクル。家具など市指定のごみ袋に入らないものはごみ処理券を貼ってごみステーションに出すという排出ルールは徹底されているはず」。しかし、一部の心ない人の行為によって、これらが不法投棄されている。

不法投棄されたごみであってもごみは自己回収が原則。袋に詰まった

ごみなどの場合には、本人を確認できるものがないか内容を調査する。投棄者が特定できる場合は自宅へ出向き、みんなに迷惑がかかっていることを説明。理解を求め、ごみステーションに出すな

ちょっとした気持ちで捨てたごみも環境汚染に



ど適正に処理するよう指導する。同じ場所に繰り返し捨てるなど悪質なケースは、警察に通報することもあ

何でも市で処分するのではなく、捨てた人のモラルを呼び起こし、自分の責任で回収してもらうことに力を入れている。

捨てた理由は「ごみステーションに行くのが面倒だった」「ごみ袋がなかった」「引越しをして移動途中に捨てた」などちょっとした気持ちから。悪いことは知りつつも、つい捨ててしまう。しかし、理由はどうであれ不法投棄は許されない。法律により5年以下の懲役、1千万円以下の罰金が科せられることになっている。

「看板の設置やパトロールなどにより、不法投棄は以前より減っているが、なくならない。捨てる人が、まちに迷惑をかけていることに気付いてほしい。」それが指導員たちの願いだ。



## みんな捨てているから 自分も捨てるのかな 道路はごみ箱じゃないよ



桜が丘小学校5年生  
飯山 大貴くん(10歳)

毎週土曜日に、友達とごみ拾いを  
続けています。もう2カ月になるかな。  
授業でごみ拾いから分別、ごみの処  
理などを体験学習したことがきっか  
け。地球の環境を僕たちが守りたい  
んだ。

ごみは毎週拾っていてもすぐ袋が  
いっぱいになるよ。空き缶や生ごみ  
とかいろんなものが捨てられている。  
テレビもあった。どうして道端に捨  
てたのかな。

ごみは同じ場所に落ちていること  
が多くて、拾ってもキリがないよ。

僕はポイ捨てしないけど、みんな捨  
てているから自分も大丈夫って思う  
んじゃないのかな。道路はごみ箱じ  
ゃないのに「どうして」っていつも  
思うよ。中には汚いごみもあるけど、  
ごみ拾いが嫌に  
なったことはあ  
りません。

ごみを捨てる  
人より拾う人が  
増えて、もっと  
まちがきれいにな  
るといいな。



5年生約10人が自発的に  
ごみ拾いを実施

きれい好きは性分なんだね。最初  
は家の周りだけだったごみ拾いも、  
気が付けば近くの小学校の前まで拾  
いに行っていました。かれこれ20年  
以上になりますね。苦にな  
ったこともないし、健康に  
も良いので、病気一つした  
ことはありませんよ。

道路の周りの草刈りもし  
ます。草が伸び放題だとご  
みも隠れやすいですから。  
草を刈るとたくさんごみが

出てきますよ。

近所の人が「ごくろうさま」と、  
よく声をかけてくれるんです。通学  
中の小学生と話すこともありますよ。  
ごみを拾っていると色々な人と話せ  
て楽しいものです。

自分が気持ち良く住めるようにし  
ただけですね。きれいにした道路  
を振り返ると、本当に晴れ晴れして  
気持ちも良い。うれしくなりますよ。



毎日のごみ拾いは20年  
以上。健康づくりにも  
役立っている



白鳥台  
赤石ソタチさん(82歳)

## だれかのためじゃなく 自分の住んでいるまちを きれいにしたい

### みんなのモラルで 不法投棄をストップ

「自分一人のごみくらいだれにも  
迷惑をかけないから」。

そのちよっとした気持ちで、ポイ  
捨てや家電などの不法投棄へとつな  
がっていきます。

まちを汚そうとポイ捨てをする人  
はいないでしょう。ごみを決められた  
場所に捨てるというルールは子供のこ  
ろから学び、当然のように守ってきた  
ことです。しかし、つい、捨ててしま  
った一つのごみがごみを呼び、私たち  
の住むまちを汚しているのです。

市では、今年から市民協働のまち  
づくりの一つとして、道路や公園な  
どを子供に見立て、地域が親となり、  
愛情を持って清掃・草刈りなどを行  
う「まちピカパートナー(里親制  
度)を導入します。まちをきれいに  
することはまちをはぐくむこと。一  
人ひとりの心がけ、行動が必要です。  
みんなが家の周りからきれいにすれ  
ば、まちはきれいになっていきます。  
個人や団体など、ボランティアで  
ごみを拾う人たちは増えています。  
「捨てて拾ってまた捨てて」の繰り  
返し。あなたが捨てたごみを、今日  
もだれかが拾っているのです。  
ごみを捨てるのも拾うのも、ほか  
でもない私たち市民。  
ごみと一緒に大切なモラルまで捨  
てないようにしましょう。

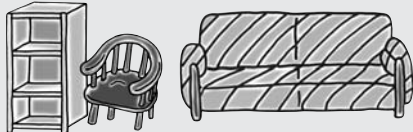
# ゴミの排出ルール

## 引っ越しなどで大量のごみが出た時の処分方法

指定された収集日にごみステーションに数回に分けて出す。

収集運搬許可業者に依頼する（有料）。

「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を分別してメルトタワー21（石川町22番地2 ☎50 2 1 6 0）へ直接運ぶ。



直接運ぶ場合の処分手数料...100kgまで500円、100kg以上は10kgあたり50円を加算

## 廃家電品の処分方法

家電リサイクル法により、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの廃家電品は市で収集しません。

家電販売店に運搬処理を依頼する（有料）。

郵便局から家電リサイクル券を購入し、収集運搬許可業者に依頼する（有料）。



## 廃タイヤの処分方法

購入した販売店に依頼する。

収集運搬許可業者に依頼する（有料）。



## 収集運搬許可業者

道南清掃㈱ ☎43 5 5 8 0

㈲道南クリーンセンター ☎55 5 0 8 3

三協清掃㈱ ☎41 5 0 7 1



## 資源物

空き缶・空きびん・ペットボトル

ふた、キャップをはずし、中をすすいでそれぞれの回収容器、収集ネットに入れてください。



新聞・雑誌・ダンボール

町会・自治会・老人クラブ・子ども会などが取り組む資源集団回収があります。

各団体の回収日を確認し、ご協力をお願いします。



パソコン

資源有効利用促進法に基づき、家庭で使用済みのパソコンを回収・リサイクルする制度が設けられています。

詳細は、株式会社 エヌ・ティ・ティ エムイー北海道室蘭支店 R & S 推進担当

（☎45 5 1 9 0）へ。

ホームページ <http://www.me-hokkaido.co.jp/>



## ごみなどの野外焼却は禁止

ごみなどを野外で焼却することは、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類など有害物質発生の原因となるため、法律で禁止されています。

平成15年度には、ごみの野外焼却により15件の通報が寄せられ、指導しています。



ついでに...  
ごみのルールに気を付けて！  
・スパーのビニール袋にごみを入れて、ごみステーションに出したごみの排出には市指定のごみ袋を使用。ごみステーションはごみ箱ではありません。ルールを守ってごみを出しましょう。  
・空き缶やペットボトルを市指定のごみ袋に入れ、燃やさないごみの日に出した  
・空き缶や空きびん、ペットボトルは資源物。収集日に、それぞれの回収容器へ出しましょう。  
・ジュースの空き缶を道に捨てた小さなごみでも家に持ち帰り、決められた場所に捨てましょう。  
・当たり前のルールは守りましょう。  
「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」が昨年12月から施行され、空き缶やたばこなどのポイ捨てをした場合、2万円以下の過料が科せられます。

平成15年度、ボランティアによるごみ拾いは、町会や学校、企業、個人などの59件、2千137人が行った。拾ったごみは合わせて約15トンもの量になる。  
市・リサイクル清掃課（☎22 1 4 8 1）では、地域の清掃活動を行う団体や個人に、公用ごみ袋を無料で提供しているため連絡を。

《詳細》リサイクル清掃課 ☎22 1 4 8 1